

令和4年度定期監査の結果報告書

令和6年1月

沖縄県監査委員

目 次

<財務・事務に関する事項>

第1	監査の概要	1
第2	監査の結果	8
第3	監査所見	13
第4	部局別の指摘事項	
	【各部局共通】	18
	【知事公室】	20
	【総務部】	20
	【環境部】	21
	【子ども生活福祉部】	22
	【保健医療部】	22
	【農林水産部】	23
	【商工労働部】	25
	【文化観光スポーツ部】	25
	【土木建築部】	25
	【出納事務局】	26
	【病院事業局】	27
	【教育庁】	28

<工事に関する事項>

第1	監査の概要	30
第2	監査の結果及び所見	31

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、また同条第2項の規定により県の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和4年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても対象とした。
- (2) 監査実施期間
 - ア 実地監査 令和5年1月11日から同年8月21日まで
 - イ 書面監査 令和5年7月21日から同年9月29日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は別表1のとおりである。
- (2) 実地監査の実施機関及び実施状況は別表2のとおりである。
- (3) 書面監査の実施機関は別表3のとおりである。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、財務に関する事務の執行等が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

- (1) 未収金の債権管理について
- (2) 会計年度任用職員の給与の支給について

4 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

- (1) 実地監査
監査実施機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。
- (2) 書面監査
監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

別表 1

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は、次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	7	7	6	1
総 務 部	17	17	15	2
企 画 部	9	9	9	0
環 境 部	6	6	6	0
子ども生活福祉部	21	21	19	2
保 健 医 療 部	18	18	16	2
農 林 水 産 部	43	43	43	0
商 工 労 働 部	14	14	14	0
文化観光スポーツ部	8	8	8	0
土 木 建 築 部	23	23	23	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	9	9	6	3
病 院 事 業 局	9	9	9	0
教 育 庁	104	104	62	42
警 察 本 部	48	48	39	9
事務局・委員会	8	8	8	0
合 計	346	346	285	61

※令和4年度定期監査は、過年度において、県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に鑑み、監査実施機関の一部を実地監査から書面監査に変更して実施したことを踏まえ、3年連続の書面監査を避けるため実地監査に変更した機関がある。

別表 2

実地監査の実施機関及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施機関		監査実施期日		監査実施機関		監査実施期日		
知事公室 本庁各課		令和5年5月16～17日 " 7月25日		保健医療部		令和5年5月30～31日、6月2日、9日、16日 " 8月10日		
総務部	本庁各課（総務事務センターを除く）	令和5年5月24～26日 " 7月25日				" 3月9日 " 5月17日		
	総務事務センター	" 6月21～22日 " 7月25日				" 2月9日 " 4月12日		
	宮古事務所各課	" 4月18～19日				" 2月17日 " 4月19日		
	八重山事務所各課	" 4月20～21日				" 2月24日 " 4月28日		
	名護県税事務所	" 4月26日 " 7月6日				" 2月15日 " 4月24日		
	コザ県税事務所	" 4月12日				" 2月16日 " 4月10日		
	那覇県税事務所	" 4月18日				" 3月2日		
	自動車税事務所	" 6月20日						
企画部 本庁各課		令和5年5月23～26日 " 7月27日				本庁各課		令和5年7月18～21日 " 8月15日
環境部	本庁各課	令和5年5月18～19日 " 7月27日		北部農林水産振興センター各課		" 2月21～22日、3月1日 " 4月25日		
	動物愛護管理センター	" 2月14日 " 4月28日		宮古農林水産振興センター各課		" 5月9～12日 " 7月11日		
子ども生活福祉部	本庁各課	令和5年7月4～7日 " 8月18日		八重山農林水産振興センター各課		" 5月9～12日 " 7月19日		
	北部福祉事務所	" 2月9日 " 5月19日		農業研究センター		" 3月7日 " 5月31日		
	中部福祉事務所	" 2月17日 " 5月24日		農業研究センター名護支所		" 3月1日 " 4月12日		
	南部福祉事務所	" 2月24日 " 5月11日		農業研究センター宮古島支所		" 2月8日		
	宮古福祉事務所	" 2月14日 " 5月23日		農業研究センター石垣支所		" 2月9日 " 6月14日		
	八重山福祉事務所	" 2月15日 " 4月10日		畜産研究センター		" 3月9日		
	女性相談所	" 2月28日 " 6月9日		森林資源研究センター		" 2月16日 " 6月19日		
	若夏学院	" 3月1日 " 5月9日		水産海洋技術センター		" 3月7日 " 5月31日		
	中央児童相談所	" 4月12日		水産海洋技術センター石垣支所		" 2月10日 " 6月14日		
	コザ児童相談所	" 4月12日		海洋深層水研究所		" 2月3日 " 4月17日		
	平和祈念資料館	" 3月10日 " 5月11日		中央卸売市場		" 3月16日 " 5月16日		
					中央家畜保健衛生所		" 3月2日 " 6月21日	
					農林水産部			

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日
農林水産部	家畜衛生試験場	令和5年2月16日 " 4月11日	土木建築部	八重山土木事務所	令和5年4月20～21日
	家畜改良センター	" 2月15日		下地島空港管理事務所	" 4月20日
	病虫害防除技術センター	" 3月3日 " 5月9日		下水道事務所	" 4月27日
	中部農業改良普及センター	" 3月8日 " 5月17日	出納事務局		令和5年6月20日 " 7月24日
	南部農業改良普及センター	" 3月3日	企業局	本庁各課	令和5年7月5～6日 " 8月7日
	農業大学校	" 4月28日 " 7月6日		久志浄水管理事務所	" 2月21日
	中部農林土木事務所	" 3月14～15日 " 5月30日		北谷浄水管理事務所	" 2月22日
	南部農林土木事務所	" 4月13～14日	病院事業局	本庁各課	令和5年7月11～13日 " 8月14日
	南部林業事務所	" 3月7日 " 6月21日		北部病院	" 6月15日～16日
	栽培漁業センター	" 2月28日		中部病院	" 6月6日～8日
商工労働部	本庁各課	令和5年6月5～9日 " 8月15日		南部医療センター・こども医療センター	" 6月20～22日
	大阪事務所	" 2月17日 " 4月28日		精和病院	" 6月13日～14日
	工業技術センター	" 3月16日 " 5月10日		宮古病院	" 6月29～30日
	工芸振興センター	" 2月14日	八重山病院	" 6月27～28日	
	具志川職業能力開発校	" 3月8日 " 5月30日	教育庁	本庁各課	令和5年6月12～15日 " 8月16日
	浦添職業能力開発校	" 3月14日 " 6月9日		国頭教育事務所	" 1月19日
文化観光スポーツ部	本庁各課	令和5年5月30～31日、6月2日、5日、9日 " 8月18日		中頭教育事務所	" 2月1日 " 5月10日
	博物館・美術館	" 3月8日 " 5月16日		那覇教育事務所	" 1月25日
土木建築部	本庁各課	令和5年7月10～14日 " 8月7日		島尻教育事務所	" 1月31日
	北部土木事務所	" 3月9～10日 " 5月19日		宮古教育事務所	" 2月3日 " 5月23日
	中部土木事務所	" 3月14～15日 " 5月24日	八重山教育事務所	" 2月3日	
	南部土木事務所	" 4月13～14日 " 7月11日	総合教育センター	" 1月31日 " 6月13日	
	宮古土木事務所	" 4月18～19日	離島児童生徒支援センター	" 1月11日 " 2月9日	

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日
教育 庁	宜野座高等学校	令和5年1月18日 " 3月14日	教育 庁	沖縄工業高等学校	令和5年1月24日 " 3月20日
	石川高等学校	" 1月18日 " 2月8日		那覇商業高等学校	" 1月18日
	前原高等学校	" 2月1日		南部商業高等学校	" 1月13日
	読谷高等学校	" 1月12日		八重山商工高等学校	" 2月7日
	嘉手納高等学校	" 1月12日 " 2月8日		沖縄水産高等学校	" 1月11日 " 2月10日
	コザ高等学校	" 1月25日 " 3月6日		泊高等学校	" 1月18日 " 6月13日
	北中城高等学校	" 1月26日		宮古総合実業高等学校	" 2月2日 " 4月24日
	北谷高等学校	" 1月27日 " 3月17日		沖縄ろう学校	" 1月27日
	宜野湾高等学校	" 2月7日 " 4月19日		桜野特別支援学校	" 1月20日 " 3月14日
	那覇国際高等学校	" 1月24日		名護特別支援学校	" 1月19日 " 6月19日
	首里高等学校	" 1月17日 " 2月13日		美咲特別支援学校	" 1月25日
	首里東高等学校	" 1月17日 " 2月9日		泡瀬特別支援学校	" 1月31日 " 3月6日
	真和志高等学校	" 1月24日 " 3月17日		森川特別支援学校	" 1月19日 " 2月15日
	小禄高等学校	" 1月13日 " 2月28日		鏡が丘特別支援学校	" 1月19日 " 2月28日
	豊見城南高等学校	" 1月12日 " 3月17日		那覇特別支援学校	" 1月24日 " 6月9日
	知念高等学校	" 1月17日 " 2月10日		那覇みらい支援学校	" 1月17日 " 2月13日
	久米島高等学校	" 2月2日 " 4月17日		島尻特別支援学校	" 1月13日
	八重山高等学校	" 1月26日		西崎特別支援学校	" 1月11日 " 3月20日
	北部農林高等学校	" 1月20日 " 3月17日		宮古特別支援学校	" 2月7日
	中部農林高等学校	" 2月1日 " 4月11日		八重山特別支援学校	" 2月2日 " 3月20日
八重山農林高等学校	" 1月27日 " 3月20日	中部農林高等支援学校	" 2月1日 " 4月11日		
美里工業高等学校	" 1月26日 " 6月9日	やえせ高等支援学校	" 1月13日		

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日
警察本部	本部各課	令和5年6月27日～30日 " 8月4日	議会事務局	令和5年6月5日 " 7月21日	
	警察学校	" 2月8日	監査委員事務局	令和5年4月21日	
	那覇警察署	" 2月10日	人事委員会事務局	令和5年6月9日 " 8月21日	
	浦添警察署	" 2月10日	労働委員会事務局	令和5年4月27日 " 7月14日	
	宜野湾警察署	" 2月7日	選挙管理委員会	令和5年5月24日 " 7月27日	
	嘉手納警察署	" 2月3日	海区漁業調整委員会 事務局	令和5年7月21日 " 8月15日	
	八重山警察署	" 2月8日	内水面漁場管理委員会 事務局	令和5年7月21日 " 8月15日	
			収用委員会事務局	令和5年7月10日 " 8月7日	

注：1 監査対象機関は、令和5年4月1日現在で表記している。

2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

別表 3

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

部 局 名	監 査 実 施 機 関
知事公室	消防学校
総務部	東京事務所 自治研修所
子ども生活福祉部	身体障害者更生相談所 計量検定所
保健医療部	総合精神保健福祉センター 北部食肉衛生検査所
企 業 局	石川浄水管理事務所 西原浄水管理事務所 水質管理事務所
教 育 庁	県立図書館 埋蔵文化財センター 辺土名高等学校 北山高等学校 本部高等学校 名護高等学校 具志川高等学校 与勝高等学校 美里高等学校 球陽高等学校 普天間高等学校 西原高等学校 陽明高等学校 浦添高等学校 那覇高等学校 那覇西高等学校 豊見城高等学校 開邦高等学校 南風原高等学校 向陽高等学校 糸満高等学校 宮古高等学校 南部農林高等学校 美来工科高等学校 浦添工業高等学校 那覇工業高等学校 南部工業高等学校 宮古工業高等学校 名護商工高等学校 具志川商業高等学校 中部商業高等学校 浦添商業高等学校 沖縄盲学校 はなさき支援学校 大平特別支援学校 沖縄高等特別支援学校 陽明高等支援学校 南風原高等支援学校 名護高等学校附属桜中学校 与勝緑が丘中学校 球陽中学校 開邦中学校
警察本部	豊見城警察署 糸満警察署 与那原警察署 沖縄警察署 うるま警察署 石川警察署 名護警察署 本部警察署 宮古島警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に行われているが、その一部については是正又は改善を要するものが認められたことから、指摘事項として掲記する。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
一部の特別会計の財政運営が適正でなかったもの	1	港湾課 (1機関)
予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの	2	北部病院 中部病院 (2機関)
計	3	(3機関)

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの(各部局共通)	1	北部土木事務所 中部土木事務所 南部土木事務所 (3機関)
調定に係る事務が適正でなかったもの	1	宮古病院 (1機関)
督促状を発行していなかったもの	2	中部土木事務所 中頭教育事務所 (2機関)
督促状の発行に関する事務手続が適正でなかったもの	2	南部医療センター・こども医療センター 八重山病院 (2機関)
国庫補助事業について国との必要な手続きが漏れていたもの	1	港湾課 (1機関)
徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの	15	税務課 管財課 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 環境整備課 保護・援護課 青少年・子ども家庭課 障害福祉課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 中央児童相談所 コザ児童相談所 農政経済課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 (24機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	病院事業経営課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院 (7機関)
不納欠損に係る事務手続が適正でなかったもの	4	北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 (4機関)

指摘の内容	件数	機関名
収納に係る事務が適正でなかったもの	1	名護県税事務所 (1機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	3	衛生薬務課 宮古農林水産振興センター農林水産整備課 南部土木事務所 (3機関)
計	31	(48機関)

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為の時期が適正でなかったもの(各部局共通)	1	地域・離島課 自然保護課 環境整備課 保健医療総務課 感染症総務課 感染症医療確保課 ワクチン・検査推進課 農政経済課 アジア経済戦略課 企業立地推進課 労働政策課 観光政策課 観光振興課 交流推進課 技術・建設業課 教育支援課 宮古島警察署 (17機関)
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの(各部局共通)	1	財政課 環境再生課 青少年・子ども家庭課 村づくり計画課 技術・建設業課 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 八重山病院 (8機関)
支出負担行為の合議の審査が適正でなかったもの	1	宮古事務所総務課 (1機関)
支出命令審査時の支出負担行為の確認が適正でなかったもの	1	会計課 (1機関)
支出事務が適正でなかったもの	5	農業大学校 農業研究センター宮古島支所 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 県立学校教育課 (5機関)
給与等が過不足払いとなっていたもの	6	中部保健所 農林水産総務課 病害虫防除技術センター 病院事業総務課 沖縄工業高等学校 西崎特別支援学校 (6機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	1	農業研究センター (1機関)
地方自治法等で定める手続を経ることなく、会計年度をまたいで事業を実施していたもの	1	感染症医療確保課 (1機関)
不経済な支出を行っていたもの	4	自治研修所 感染症医療確保課 ワクチン・検査推進課 北部病院 (4機関)
計	21	(44機関)

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの（各部局共通）	1	中央児童相談所 北部農林水産振興センター森林整備保全課 （2機関）
契約事務が適正でなかったもの（各部局共通）	1	コザ県税事務所 感染症医療確保課 中部農林土木事務所 中部病院 中部農林高等学校 八重山農林高等学校 沖縄水産高等学校 宮古総合実業高等学校 （8機関）
政令で認められていない理由で随意契約を締結し、公示を行っていたもの	1	病院事業総務課 （1機関）
契約保証金に係る事務が適正でなかったもの	1	観光振興課 （1機関）
契約書を作成していなかったもの	1	病院事業総務課 （1機関）
契約書の内容が適正でなかったもの	4	浦添職業能力開発校 北部病院、宮古病院、八重山病院 （4機関）
契約に定める手続が適正でなかったもの（各部局共通）	1	消費・暮らし安全課 観光振興課 （2機関）
議会の議決が必要な財産の取得について議会の議決を経ていなかったもの	1	ワクチン・検査推進課 （1機関）
繰越明許費に係る補正予算成立前に契約を締結したため、契約を解除していたもの	1	宮古土木事務所 （1機関）
計	12	(21機関)

(5) 工事に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
積算誤りにより過大な額で契約を締結していたもの	1	北部農林水産振興センター森林整備保全課 （1機関）
計	1	(1機関)

(6) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
公有財産の管理が適正でなかったもの	1	南部保健所 （1機関）
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの（各部局共通）	1	総務私学課 女性力・平和推進課 コザ児童相談所 農業研究センター名護支所 企業立地推進課 空手振興課 スポーツ振興課 都市公園課 （8機関）
備品の管理が適正でなかったもの（各部局共通）	1	保健医療総務課 糖業農産課 農業研究センター名護支所 都市計画・モノレール課 生涯学習振興課 （5機関）

指摘の内容	件数	機関名
備品台帳の管理が適正でなかったもの	3	防災危機管理課 農業研究センター名護支所 豊見城南高等学校 (3機関)
物品の処分手続が適正でなかったもの	1	中央家畜保健衛生所 (1機関)
備品貸付けの手続が適正でなかったもの	2	青少年・子ども家庭課 国民健康保険課 (2機関)
生産物台帳が整備されていなかったもの	1	農業大学校 (1機関)
生産物台帳の管理が適正でなかったもの	1	八重山農林高等学校 (1機関)
動物台帳が整備されていなかったもの	1	衛生環境研究所 (1機関)
公印の用途が適正でなかったもの	1	名護県税事務所 (1機関)
計	13	(24機関)

(7) その他

指摘の内容	件数	機関名
証拠書類を紛失していたもの	1	文化振興課 (1機関)
計	1	(1機関)

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
勤務管理等が適正でなかったもの(各部局共通)	1	障害福祉課 中部保健所 病害虫防除技術センター 都市計画・モノレール課 (4機関)
消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	2	管財課(2件) (1機関)
車両損傷事故に関する和解等について議会の議決を経ていなかったもの	1	道路管理課 (1機関)
公印の管理が適正でなかったもの	1	中部病院 (1機関)
私費会計(入寮費、食材費)の決算を実施していなかったもの	1	離島児童生徒支援センター (1機関)
計	6	(8機関)

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部 局 名	財務に関する事項								事務に関する事項	合計		
	予算	収入	支出	契約	工事	財産	その他	計		R4	R3	増減
知事公室						1		1		1	0	1
総務部		4	2			1		7	2	9	10	△ 1
企画部								0		0	0	0
環境部		1						1		1	1	0
子ども生活福祉部		4				1		5		5	6	△ 1
保健医療部		1	4	1		3		9		9	0	9
農林水産部		3	5		1	3		12		12	11	1
商工労働部		3		1				4		4	7	△ 3
文化観光スポーツ部				1			1	2		2	1	1
土木建築部	1	5		1				7	1	8	8	0
出納事務局			1					1		1	0	1
企業局								0		0	1	△ 1
病院事業局	2	8	4	5				19	1	20	5	15
教育庁		1	3			2		6	1	7	3	4
警察本部								0		0	0	0
事務局・委員会								0		0	0	0
各部局共通		1	2	3		2		8	1	9	8	1
合計	R4	3	31	21	12	1	13	1	82	6	88	
	R3	2	25	15	2	2	13	1	60	1	61	
増 減		1	6	6	10	△ 1	0	0	22	5	27	

第3 監査所見

財務に関する事務の執行等については、一部に是正又は改善を要する事項が認められた。

指摘事項の中には、予算執行伺の執行予定額を上回る支出をしているもの、調定等が遅れているもの、支出負担行為が遅れているもの、給与等の過不足払いがあるもの、予定価格調書を作成していないもの、公有財産台帳等に登載していないものなど、基本的な事務処理の誤りについて繰り返し指摘されている事項が多く含まれていた。

これらの事項は、事務処理マニュアルの活用や決裁の各段階におけるチェックが適切に行われていれば、避けることができたものと思われる。

また、議会の議決が必要な財産の取得について、議会の議決を経ていないものや、繰越明許費に係る補正予算成立前に契約を締結し、後日、契約を解除しているものがあった。

さらに、国庫補助金の予算執行に係る国に対する手続が適正でなかったため、本来、国から受けることができた補助金の受入れができず、一般財源等を充当する事例が、昨年度に引き続き発生した。

そのほか、二つの特別会計において、収支実績の確認が十分でなかったため、歳入が歳出に不足する事態となり、地方自治法の要求する期間内に繰上充用も行われなかった。この結果、出納整理期間経過後の令和5年10月に知事の専決処分により予算を措置し、繰上充用を行う事案が発生した。

病院事業局においては、担当者の多忙、認識不足等のため、収入、支出の基本的な財務事務が、複数の県立病院で決裁権者の決裁を受けずに処理されているものがあった。これらは、正規の手続によらない内部規律違反の不適正な事務処理であり、本庁機関も含め個別事案ごとに発生要因の検証を行い、速やかに是正措置を講じていただきたい。

財務事務の執行に当たっては、各職員が財務関係法規等を熟知、遵守し、それぞれの職責を適切に果たす必要がある。また、職員の個人的な経験や能力に関わらず、事務を適正、効率的かつ効果的に継続して遂行できるようにするためには、マニュアルやチェック体制の整備、階層別研修の充実、現在再構築中の財務会計システムにおいて起案者のミスを防止する機能の拡充を図るなど組織的な対応が必要である。

加えて、内部統制制度を有効に活用し、財務事務の現状を点検、評価するとともに、職員一人一人が自ら携わる業務に内在するリスクを常に意識して不断に必要な改善を行うことにより、リスクの発現を未然に防止できる体制を構築していただきたい。

1 予算事務の適正化について

(1) 執行管理について

予算執行伺は契約を締結する際の承認手続であり、予算執行伺には必要事項を適切に記載するとともに、沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年病院事業局管理規程第6号）等に基づき適正に決裁を受け、執行予定額を超過することのないよう予算の執行管理を徹底していただきたい。

(2) 特別会計における財政運営について

令和4年度決算において、宜野湾港整備事業特別会計が54万4,096円、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計が64万4,574円、それぞれ歳入が歳出に不足する事態（いわゆる赤字）となった。

両特別会計においては、年度を通じた収支実績の確認作業が十分ではなかったため、歳入が歳出に不足する事態となり、出納整理期間中も当該事態を覚知するに至らず、翌年度の歳入を繰り上げて充用する措置をとることができなかった。

この結果、出納整理期間経過後の令和5年10月に知事の専決処分により予算を措置し、繰上充用を行うこととなった。

本件において、収支実績の確認が不十分であったため歳入が歳出に不足する事態が生じたこと、地方自治法の要求する期間内に繰上充用を行わなかったこと、善後措置の検討に時間を要したことは、不適正な財政運営と強く指摘されるものである。

当該事案の発生要因を分析し、事務処理のチェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

2 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は34億7,468万円で、前年度より5億2,556万円（17.8%）増加している。特別会計の収入未済額は28億470万円で、前年度より3億7,568万円（11.8%）減少している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は16億6,963万円で、前年度より7,042万円（4.4%）増加している。

収入未済額については、縮減に向けた対策が進められているが、依然として多額であるため、住民負担の公平性と歳入確保の観点から、その縮減を図ることは重要な課題である。今後とも、債権発生時の滞納防止対策や債権の特性、滞納者の実情を考慮した納付相談、償還指導等に努め、債権管理マニュアルに沿った適切な債権

管理を行うとともに、関係機関等との連携強化を図るなど、効率的で実効性のある徴収対策を講ずることにより、その縮減と発生防止に努めていただきたい。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として実施された貸付けについても償還が本格化しているが、社会経済情勢の変化を注視しながら、実務を担う関係機関・団体等との連携により状況の把握に努め、適切に対応していただきたい。

(2) 国庫補助金の適切な受入れについて

自主財源の乏しい本県においては、事業実施のための財源として国庫補助金等の受入事務は重要である。しかしながら、国に対する債務負担行為の設定手続や実績報告が適正でなかったため、本来、国から受けることができた補助金の受入れができず、一般財源等を充当する事例が昨年度に引き続き発生した。

国庫補助金に関する事務は全庁共通の事務であり、それに誤りが生じた場合、県の財政に大きく影響し、県行政への信頼を損ねることになる。当該事案の発生要因を分析し、所要額を適時、確実に受け入れることができるよう、交付要綱など補助制度の熟知、進捗管理の徹底、関係部署及び担当職員間の連携体制や事務処理のチェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

(3) 調定及び収納について

使用料の調定について決裁権者の決裁を受けずに処理されているもの、納入期限の定めがある使用料について、調定や納入通知書の発行が遅れたため、収納が遅れているものが多数あった。

調定及び収納は、自主財源の確保を図る上で重要な手続であることから、財務規則等に基づき適正な事務処理を行うとともに、チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

3 支出事務の適正化について

(1) 支出負担行為について

支出負担行為が大幅に遅れているもの、契約期間終了後に支出負担行為を行っているもの、出納機関への合議を行っていないものが依然として多く見られた。

支出負担行為は、県が支払の義務を負う行為であり、支出命令に先行して必ず行うべき別個の行為として法定されたものである。また、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）第55条で契約を締結するとき等に支出負担行為を行うこと、第57条で支出負担行為の合議、第58条で支出負担行為の

合議の審査、第76条で支出負担行為の確認について、それぞれ定めている。

支出負担行為に関する事務を行う職員に対しては、手続の遅れ等が財務事務の重大な不備につながりかねないことを十分に認識させるとともに、厳正な取扱いが図られるよう繰り返し指導していただきたい。

(2) 給与支出事務について

報酬等について、6件延べ29名で合計252,084円の過払い、861,384円の不足払いがあった。

報酬等の支給に当たっては、誤りが起きやすいケースなど指摘内容の分析、チェックリストの作成、研修機会の確保等、効果的な対策を講じていただきたい。

(3) 不経済支出について

リース車両について、車両損傷時にレンタカー会社に対する報告等の適切な対応を行っていないため、修繕費用が車両保険適用外となり、不経済な支出を行っているもの等があった。

車両損傷時の関係機関への報告や運行前点検の徹底など、再発防止策を講じていただきたい。

4 契約事務の適正化について

予定価格調書を作成していないもの、予定価格調書の金額が誤っているもの、見積書の徴取が適正でないもの、契約書の内容が適正でないもの、合理的な理由もなく分割して随意契約を締結しているもの等があった。

また、議会の議決が必要な財産の取得について、議会の議決を経ずに契約を締結しているものがあった。

関係法令、財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

5 工事の積算について

工事における積算誤りにより、過大な額で契約を締結しているものがあった。チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

6 財産管理の適正化について

公有財産台帳に登載していないもの、備品の所在が不明となっているもの、備品の

貸付けの手続が行われていないもの、生産物台帳及び動物台帳が整備されていないもの等があった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）、財務規則等に基づき、適正な管理を行っていただきたい。

7 事務の適正化について

(1) 勤務管理等について

会計年度任用職員について、出勤簿が休暇簿や職務専念義務免除申請承認書等に基づき適切に整理されていないもの、勤務実態が労働条件通知書と異なっているものがあった。

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）等を踏まえ、適正な勤務管理等を行っていただきたい。

(2) その他の事務について

車両損傷事故の和解等について議会の議決を経していないもの、公印審査が行われず公印が使用されているもの、消防設備の修繕が行われていないもの等、不適正な事務が散見された。

関係法令等に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの

調定又は納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延しているものがあった。

- ・土木建築部（北部土木事務所、中部土木事務所、南部土木事務所）

[支出]

(1) 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

契約を締結するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが大幅に遅れているもの、契約期間終了後に行っているものがあった。

- ・企画部（地域・離島課）
- ・環境部（自然保護課、環境整備課）
- ・保健医療部（保健医療総務課、感染症総務課、感染症医療確保課、ワクチン・検査推進課）
- ・農林水産部（農政経済課）
- ・商工労働部（アジア経済戦略課、企業立地推進課、労働政策課）
- ・文化観光スポーツ部（観光政策課、観光振興課、交流推進課）
- ・土木建築部（技術・建設業課）
- ・教育庁（教育支援課）
- ・警察本部（宮古島警察署）

(2) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

ア 財務規則において出納機関への合議が必要とされる支出負担行為について、合議がなされていないものや大幅に遅れているものがあった。

- ・総務部（財政課）
- ・環境部（環境再生課）
- ・子ども生活福祉部（青少年・子ども家庭課）
- ・農林水産部（村づくり計画課）
- ・土木建築部（技術・建設業課）

イ 業務委託や工事の契約に係る支出負担行為の決裁を受けていないものがあった。

- ・病院事業局（中部病院、南部医療センター・こども医療センター、八重山病院）

[契約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

ア 執行予定額が1件100万円以上の予算執行伺において、予定価格調書を作成していないものがあった。

- ・子ども生活福祉部（中央児童相談所）

イ 予定価格を過大に積算したため、本来落札者となるべき事業者とは異なる事業者と契約を締結しているものがあった。

- ・農林水産部（北部農林水産振興センター森林整備保全課）

(2) 契約事務が適正でなかったもの

- ア 見積書の徴取数が適正でないものがあった。
 - ・総務部（コザ県税事務所）
 - ・保健医療部（感染症医療確保課）
 - ・病院事業局（中部病院）
 - ・教育庁（沖縄水産高等学校）

- イ 合理的な理由もなく分割して随意契約を締結しているものがあった。
 - ・教育庁（八重山農林高等学校）

- ウ 入札手続を行う必要がある燃料供給契約について、随意契約により契約を締結しているものがあった。
 - ・教育庁（宮古総合実業高等学校）

- エ 予定価格を上回る金額で契約を締結しているものがあった。
 - ・教育庁（中部農林高等学校）

- オ 工事の変更契約の締結に関連する軽微な設計変更が生じた場合に必要となる設計変更打合せ簿の作成手続が適正でないものがあった。
 - ・農林水産部（中部農林土木事務所）

(3) 契約に定める手続が適正でなかったもの

- 事業計画書が提出されていないものがあった。
 - ・子ども生活福祉部（消費・くらし安全課）
 - ・文化観光スポーツ部（観光振興課）

[財 産]

(1) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

- ア 工事により取得した財産について、公有財産台帳への登載が行われていないものがあった。
 - ・商工労働部（企業立地推進課）
 - ・文化観光スポーツ部（スポーツ振興課）
 - ・土木建築部（都市公園課）

- イ 改修工事に伴う財産について、公有財産台帳への登載価格が誤っているものがあった。
 - ・総務部（総務私学課）
 - ・子ども生活福祉部（コザ児童相談所）
 - ・農林水産部（農業研究センター名護支所）

- ウ 公有財産台帳に工作物等の登載価格を誤って3桁多く登載しているものがあった。
 - ・子ども生活福祉部（女性力・平和推進課）
 - ・文化観光スポーツ部（空手振興課）

(2) 備品の管理が適正でなかったもの

ア 重要備品が所在不明のものがあった。

- ・農林水産部（糖業農産課、農業研究センター名護支所）
- ・土木建築部（都市計画・モノレール課）
- ・教育庁（生涯学習振興課）

イ 耐用年数を経過していない備品が所在不明を理由に亡失処理されているものがあった。

- ・保健医療部（保健医療総務課）

2 事務に関する事項

(1) 勤務管理等が適正でなかったもの

ア 会計年度任用職員の出勤簿が休暇簿や職務専念義務免除申請承認書等に基づき、適切に整理されていないものがあった。

- ・子ども生活福祉部（障害福祉課）

イ 会計年度任用職員の勤務実態が、労働条件通知書と異なっているものがあった。

- ・保健医療部（中部保健所）
- ・農林水産部（病虫害防除技術センター）
- ・土木建築部（都市計画・モノレール課）

【知事公室】

1 財務に関する事項

[財 産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

沖縄県次期防災情報システム構築業務で取得した備品について、備品台帳への登記が行われていないものがあった。（防災危機管理課）

【総務部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加又は多額となっているものがあった。

ア 県税 (円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和4年度	148,776,586,744	146,477,189,855	107,201,739	2,194,316,638	98.5
令和3年度	142,107,939,780	140,242,983,958	121,778,597	1,756,846,368	98.7
対前年度比	104.7	104.4	88.0	124.9	—

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所並びに宮古及び八重山事務所県税課)

イ 土地貸付料（一般会計）

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
41,678,459円	5.8%	△6.2% (管財課)

ウ 土地貸付料（所有者不明土地管理特別会計）

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	
5,632,344円	20.4%	1.5%	（管財課）

(2) 収納に係る事務が適正でなかったもの

令和4年6月13日に窓口において収納した現金が現金出納簿等の金額を10,000円超過していた。
（名護県税事務所）

[支出]

(1) 支出負担行為の合議の審査が適正でなかったもの

委託契約に係る支出負担行為について、所属年度等の審査が適正に行われていなかったことから、繰越明許費に係る補正予算成立前に契約が締結されているものがあった。
（宮古事務所総務課）

(2) 不経済な支出を行っていたもの

再任用職員の雇用保険加入手続が漏れていたため行った雇用保険被保険者資格の遡及取得手続において、追徴金を含めて社会保険料を支払っていた。
（自治研修所）

[財産]

(1) 公印の用途が適正でなかったもの

公印を私的団体の預金口座の届出印として使用していた。
（名護県税事務所）

2 事務に関する事項

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

ア 速やかに改修を行う必要がある消防設備等点検報告書の不備事項について、一部修繕が行われていなかった。
（管財課）

イ 消防の立入検査結果において、消防法（昭和23年法律第186号）第36条に基づき防災管理が特に必要な建築物において年1回実施する必要がある本庁舎の防災管理点検及び報告について、平成29年6月以降なされていない旨の指摘を受けていた。
（管財課）

【環境部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
行政代執行に係る求償費用	83,609,944円	98.3%	△1.7%

（環境整備課）

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加又は多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 生活保護費返還金	199,198,545円	58.2%	7.7%
(保護・援護課並びに北部、中部、南部及び八重山福祉事務所)			
イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	83,837,659円	41.8%	△4.8%
(青少年・子ども家庭課及び各福祉事務所)			
ウ 児童福祉施設負担金	40,414,827円	74.9%	19.3%
(青少年・子ども家庭課、障害福祉課、各福祉事務所及び各児童相談所)			
エ 心身障害者扶養共済事業負担金	16,682,020円	75.1%	0.02%
(障害福祉課)			

[財産]

(1) 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

委託事業者が使用する県有備品について、貸付けの手続がなされていないものがあった。
(青少年・子ども家庭課)

【保健医療部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

収納の実態が無いにもかかわらず、証紙収納簿に記載されているものがあった。
(衛生薬務課)

[支出]

(1) 給与等が不足払いとなっていたもの

会計年度任用職員延べ13人の休日勤務手当相当分の報酬について、合計318,536円の不足払いとなっていた。
(中部保健所)

(2) 地方自治法等で定める手続を経ることなく、会計年度をまたいで事業を実施していたもの

年度内に完了できなかった委託業務について、年度内完了分の精算処理又は繰越手続を行わず、会計年度をまたいで事業を実施しているものがあった。

(感染症医療確保課)

(3) 不経済な支出を行っていたもの

無償修理が可能なリース期間内に車両の修繕を行わなかったため、修繕料を支払っていた。
(感染症医療確保課、ワクチン・検査推進課)

[契 約]

(1) 議会の議決が必要な財産の取得について議会の議決を経ていなかったもの

予定価格が7,000万円以上の財産の取得は議会の議決が必要であるが、議会の議決を経ずに取得しているものがあった。
(ワクチン・検査推進課)

[財 産]

(1) 公有財産の管理が適正でなかったもの

行政財産である土地について、地役権の設定に係る使用許可を行わずに土地を使用させていたため、本来受けることができた使用料が得られていなかった。
(南部保健所)

(2) 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

県有備品（取得価格8,416,046円）について、関連団体への貸付けの手続がなされていないものがあった。
(国民健康保険課)

(3) 動物台帳が整備されていなかったもの

飼育するハブ等について、動物台帳が整備されていなかった。
(衛生環境研究所)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	232,894,176円	94.0%	△6.0% (農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	30,692,329円	95.9%	△4.1% (水産課)

(2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

漁港使用料について沖縄県漁港管理条例（昭和50年沖縄県条例第33号）に基づき前納しなければならないが、大幅に遅れて収納しているものがあった。
(宮古農林水産振興センター農林水産整備課)

[支 出]

(1) 支出事務が適正でなかったもの

ア 消耗品の購入に係る過年度支出について、検査調書の記載内容が不適正であるほか、一部費用については職員の私費による支払が行われているものがあった。
(農業大学校)

イ 委託契約書において、委託料の請求及び支払は1か月ごとに行うこととなっているが、数箇月分まとめて支払を行っているものがあった。
(農業研究センター宮古島支所)

(2) 給与等が不足払いとなっていたもの

報酬等について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 会計年度任用職員の通勤手当相当分の費用弁償の支給に当たって、支給要件の適用を誤ったため、52,836円の不足払いとなっているものがあった。
(農林水産総務課)

イ 会計年度任用職員の休日勤務手当相当分の報酬の支給に当たって、320,812円の不足払いとなっているものがあった。
(病虫害防除技術センター)

(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

電気料の支出において、財務規則に規定されていない者に資金前渡しており、私費による振込手数料の支払が行われているものがあった。
(農業研究センター)

[工 事]

(1) 積算誤りにより過大な額で契約を締結していたもの

建設工事の積算において、直接人件費を二重に計上したため、過大な額で契約を締結しているものがあった。
(北部農林水産振興センター森林整備保全課)

[財 産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

農業研究センター名護支所改築工事で整備した音響設備について、備品台帳への登録が行われていなかった。
(農業研究センター名護支所)

(2) 物品の処分手続が適正でなかったもの

実験台等6件の備品(台帳価格合計1,918,000円)の処分に当たって、物品処分伺をしていなかった。
(中央家畜保健衛生所)

(3) 生産物台帳が整備されていなかったもの

果樹類、花き類、野菜類等の生産物について、生産物台帳が整備されていなかった。
(農業大学校)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	2,209,255,111円	85.9%	△13.7%
			(中小企業支援課)
イ 建物明渡訴訟に係る損害金	74,804,994円	100.0%	104.8%
			(企業立地推進課)
ウ 国際物流拠点産業集積地域那覇地区			
損害金等	49,987,440円	28.7%	0.0%
			(企業立地推進課)

[契約]

(1) 契約書の内容が適正でなかったもの

契約書の契約保証金を免除する法令等の条項を契約者との協議や適正な決裁手続を行わずに加筆しているものがあつた。(浦添職業能力開発校)

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

[契約]

(1) 契約保証金に係る事務が適正でなかったもの

契約保証金について、契約履行後に納入通知書を発行し、受け入れているものがあつた。(観光振興課)

[その他]

(1) 証拠書類を紛失していたもの

行政財産使用料に係る調定調書を紛失しているものがあつた。(文化振興課)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

[予算]

(1) 一部の特別会計の財政運営が適正でなかったもの

一部の特別会計において、歳入決算見込額の算定に誤りがあつたため、歳入が歳出に不足する事態となり、出納整理期間中は収支実績の確認が不十分であつたため、当該事態を覚知せず、出納整理期間内に繰上充用が行われなかつた。この結果、令和5年10月知事の専決処分により繰上充用を行っていた。(港湾課)

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 県営住宅使用料	410,342,380円	7.6%	△7.5% (住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	31,764,777円	9.6%	0.3% (住宅課)

(2) 督促状を発行していなかったもの

納入期限到来後21日以上経過している港湾施設使用料(宜野湾港マリーナ)について、督促状が発行されず、滞納整理票も作成されていないものがあった。

(中部土木事務所)

(3) 国庫補助事業について国との必要な手続が漏れていたもの

港湾改修費に係る国庫補助金の受入に必要な国庫債務負担行為の設定や補助金交付申請の手続を行わずに事業を実施したため、本来受けることができた国庫補助金の受入ができなくなっていた。

(港湾課)

(4) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

屋外広告物変更許可申請書に誤って添付された収入証紙に消印処理を行った後、職員が別の屋外広告物許可申請書に再貼付し、処理しているものがあった。

(南部土木事務所)

[契約]

(1) 繰越明許費に係る補正予算成立前に契約を締結したため、契約を解除していたもの

繰越明許費に係る補正予算の議会議決を経てから契約を締結する必要がある土質調査業務委託について、補正予算成立前に契約を締結したため、契約を解除しているものがあった。

(宮古土木事務所)

2 事務に関する事項

(1) 車両損傷事故に関する和解等について議会の議決を経ていなかったもの

地方自治法に基づき和解及び損害賠償の額を定める場合は、議会の議決が必要であるが、車両損傷事故に関する和解等について、議会の議決を経ていなかった。

(道路管理課)

【出納事務局】

1 財務に関する事項

[支出]

(1) 支出命令審査時の支出負担行為の確認が適正でなかったもの

議会の議決が必要な7,000万円以上の財産の取得に係る支出命令の審査に際して、議会の議決の有無について、支出負担行為に係る確認が不十分であったため、議会の議決を経ずに支払が行われているものがあった。

(会計課)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

予算執行伺の執行予定額を上回る支出をしているものがあった。

(北部病院、中部病院)

[収 入]

(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

令和4年度末における医業未収金（個人負担分）は、前年度末より70,423,235円（4.4%）増加し1,669,634,449円となっていた。（病院事業経営課、各県立病院）

(2) 調定に係る事務が適正でなかったもの

行政財産の使用許可に係る使用料の調定について、決裁権者の決裁を受けずに処理されているものがあった。（宮古病院）

(3) 督促状の発行に関する事務手続が適正でなかったもの

督促状の発行について、決裁を受けずに処理されているものがあった。

(南部医療センター・こども医療センター、八重山病院)

(4) 不納欠損に係る事務手続が適正でなかったもの

個人負担分医業未収金に係る不納欠損処分について、決裁権者の決裁を受けずに処理されているものがあった。

(北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院)

[支 出]

(1) 支出事務が適正でなかったもの

ア 委託契約書において、委託料の請求及び支払は1か月ごとに行うこととなっているが、数箇月分まとめて請求書を受領し、支払を行っているものがあった。

(中部病院)

イ 請負契約における支払で、決裁権者の決裁を受けずに処理されているものがあった。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 給与等が不足払いとなっていたもの

再任用職員に係る通勤手当の支給に当たって、支給要件の適用を誤ったため、169,200円の不足払いとなっていた。

(病院事業総務課)

(3) 不経済な支出を行っていたもの

リース期間内における車両の故障・事故修理に係る費用は、リース料金に含まれているにもかかわらず、リース料金とは別に修繕料22,990円を支払っているものがあった。

(北部病院)

[契 約]

- (1) 政令で認められていない理由で随意契約を締結し、公示を行っていたもの
政府調達に関する協定（WTO協定）に基づき行われる特定調達契約については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に基づき、随意契約とすることができる理由が定められているが、病院総務システムの調達においては、政令で認められていない理由により、随意契約を締結し、その公示を行っていた。（病院事業総務課）
- (2) 契約書を作成していなかったもの
単価契約については、契約書の作成が必要であるが、作成されていないものがあった。（病院事業総務課）
- (3) 契約書の内容が適正でなかったもの
医業未収金回収業務委託契約において、契約書に成功報酬以外に実費を負担することについて明記されていなかった。（北部病院、宮古病院、八重山病院）

2 事務に関する事項

- (1) 公印の管理が適正でなかったもの
諸証明書無料交付申請書について、決裁を受けずに、また、公印審査を経ないまま公印が使用され、文書が作成されているものがあった。（中部病院）

【教育庁】

1 財務に関する事項

[収 入]

- (1) 督促状を発行していなかったもの
給料、通勤手当等の過払いによる返納について、納入期限到来後3ヶ月以上督促状が発行されず、滞納整理票も作成されていないものがあった。（中頭教育事務所）

[支 出]

- (1) 支出事務が適正でなかったもの
外部講師への費用弁償について、所得税を源泉徴収せずに支払っているものがあった。（県立学校教育課）
- (2) 給与等が過払いとなっていたもの
職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっているものが次のとおりあった。
ア 1か月間勤務実績が無い職員の管理職手当の支給に当たって、158,800円の過払いとなっていた。（沖縄工業高等学校）
イ 臨時任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、93,284円の過払いとなっていた。（西崎特別支援学校）

[財 産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

タブレット端末（22台）の取得金額について、購入総額によりそれぞれ登記していた。
(豊見城南高等学校)

(2) 生産物台帳の管理が適正でなかったもの

牛・豚の頭数と生産物台帳の頭数が一致していなかった。
(八重山農林高等学校)

2 事務に関する事項

(1) 私費会計(入寮費、食材費)の決算を実施していなかったもの

寮生から徴収している私費（入寮費及び食材費）について、令和2年度及び令和3年度の決算及び保護者への報告を実施していなかった。
(離島児童生徒支援センター)

<工事に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和4年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても監査の対象とした。
- (2) 監査実施期間 令和5年8月22日から同年9月26日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 監査実施機関 土木建築部6機関、農林水産部4機関、企業局1機関の計11機関の27工事を対象として監査を実施した。
- (2) 監査実施状況

監査実施機関	監査実施期日	工事名
施設建築課	令和5年8月31日 ～9月1日	陽明高校校舎改築工事（建築1工区） 県営南風原団地建替工事（第3期・建築3工区） 沖縄県栽培漁業センター再構築工事（建築2工区）
	令和5年9月19日 ～9月20日	陽明高校校舎改築工事（機械） 県営南風原団地建替工事（第3期・機械） 陽明高校校舎改築工事（電気） 県営南風原団地建替工事（第3期・電気）
北部土木事務所	令和5年8月23日 ～8月24日	本部港（本部地区）岸壁（-10.5m）整備工事（R3-5） 世富慶急傾斜地崩壊対策工事（R3）
中部土木事務所	令和5年9月11日 ～9月12日	那覇北中城線（幸地～翁長）道路改良工事（R3-2） 幸地インター線橋梁整備工事（A・Dランプ下部工A2） 比屋根（2）急傾斜地災害復旧工事（令和3年災4号）
南部土木事務所	令和5年9月25日 ～9月26日	那覇大橋橋梁整備工事（R3-1） R3南部東道路橋梁上部工工事（雄樋川橋-2） 南風原兼城地すべり緊急改築工事（R3-1）
宮古土木事務所	令和5年9月6日	平良下地島空港線道路改良工事（R3-2）
下水道事務所	令和5年9月21日	宜野湾浄化センター第3系2号汚泥消化タンク築造工事（R3-2）
北部農林水産振興センター	令和5年9月13日 ～9月14日	県立農業大学校移転準備工事（R3-2） 数久田緊急予防治山工事
中部農林土木事務所	令和5年9月21日 ～9月22日	津堅地区ファームポンド建設工事（R3-2）
南部農林土木事務所	令和5年9月4日 ～9月5日	真壁南地区洪水調整池工事（R3） 糸満漁港（北地区）防風柵及び用排水工事（R3-2）

監査実施機関	監査実施期日	工事名
宮古農林水産 振興センター	令和5年9月5日	佐良浜漁港東防波堤機能保全工事（R3）
	令和5年9月7日	西中底原地区ほ場整備及び畑地かんがい施設工事（R3-1） 狭間地区畑地かんがい施設工事（R3-1）
企業局建設課	令和5年8月22日	本部～伊江送水管布設工事（その2）
	令和5年9月19日 ～9月20日	伊波増圧ポンプ場特高受変電設備工事

3 監査の着眼点

監査に当たっては、監査対象工事の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われているか、特に、計画、設計、契約、施工、検査等の各段階において、適正かつ安全に行われているかを着眼点として監査を実施した。

4 監査の実施方法

監査は、関係書類や現地の確認、担当職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

技術面からの監査については、工事技術調査業務を委託し、委託先の技術士の調査結果を参考として実施した。

第2 監査の結果及び所見

各機関の工事については、おおむね適正に行われているが、その一部については是正又は改善を要するものが認められたことから、次のとおり指摘事項として掲記する。

今後とも、法令遵守等を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 設計・施工・検査等で改善を要するもの

- (1) 県立農業大学校移転準備工事（R3-2）において、当初設計に、赤土等流出防止施設の計上が漏れていたことの確認不足や、掘削土が利用困難な土質であったことから土砂運搬先を変更したため運搬距離が増加したことなどにより、変更後の契約金額が当初の157.8%増となっていた。今後は適正な設計となるよう確認等を十分に行い、工事を発注する必要がある。（北部農林水産振興センター農業水産整備課）

2 安全・安心への配慮が必要なもの

- (1) 比屋根（2）急傾斜地災害復旧工事（令和3年災4号）において、削孔液を使用せずに空堀によりH鋼杭打設を施工していたが、削孔液を使用しない施工は、孔壁が保持されることを計算書で確認して行うべきで、今後は工法の安全性の確認を徹底する必要がある。（中部土木事務所）
- (2) 数久田緊急予防治山工事において、施工計画書に荒天時の留意点や工事中止基準が示されていなかった。今後は受注者に施工計画書への記載を指導する必要がある。（北部農林水産振興センター森林整備保全課）